



福島市告示第 10 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成31年 1月10日

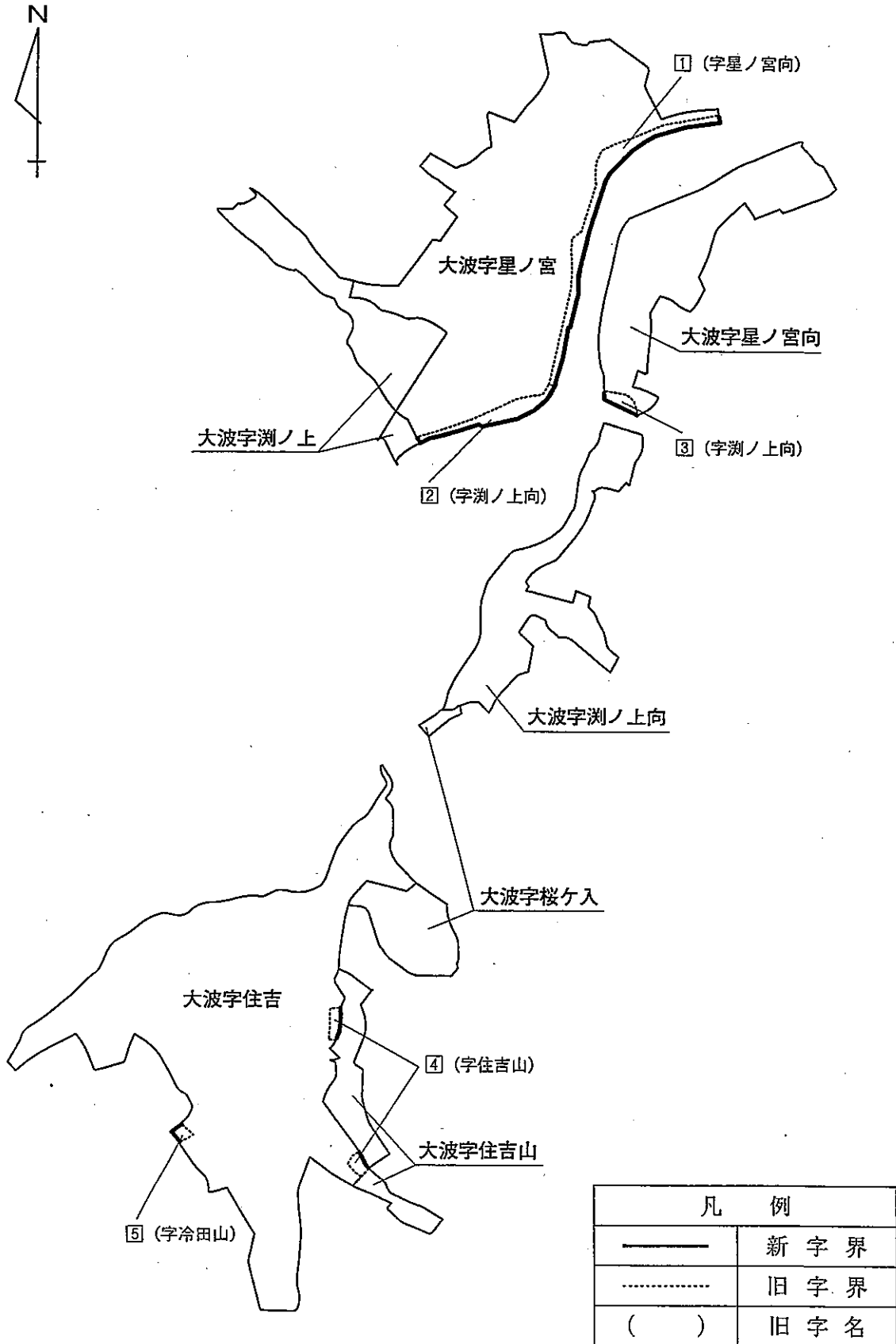
福島市長 木幡 浩

- 1 区 域 大波地区の一部  
(別紙のとおり)

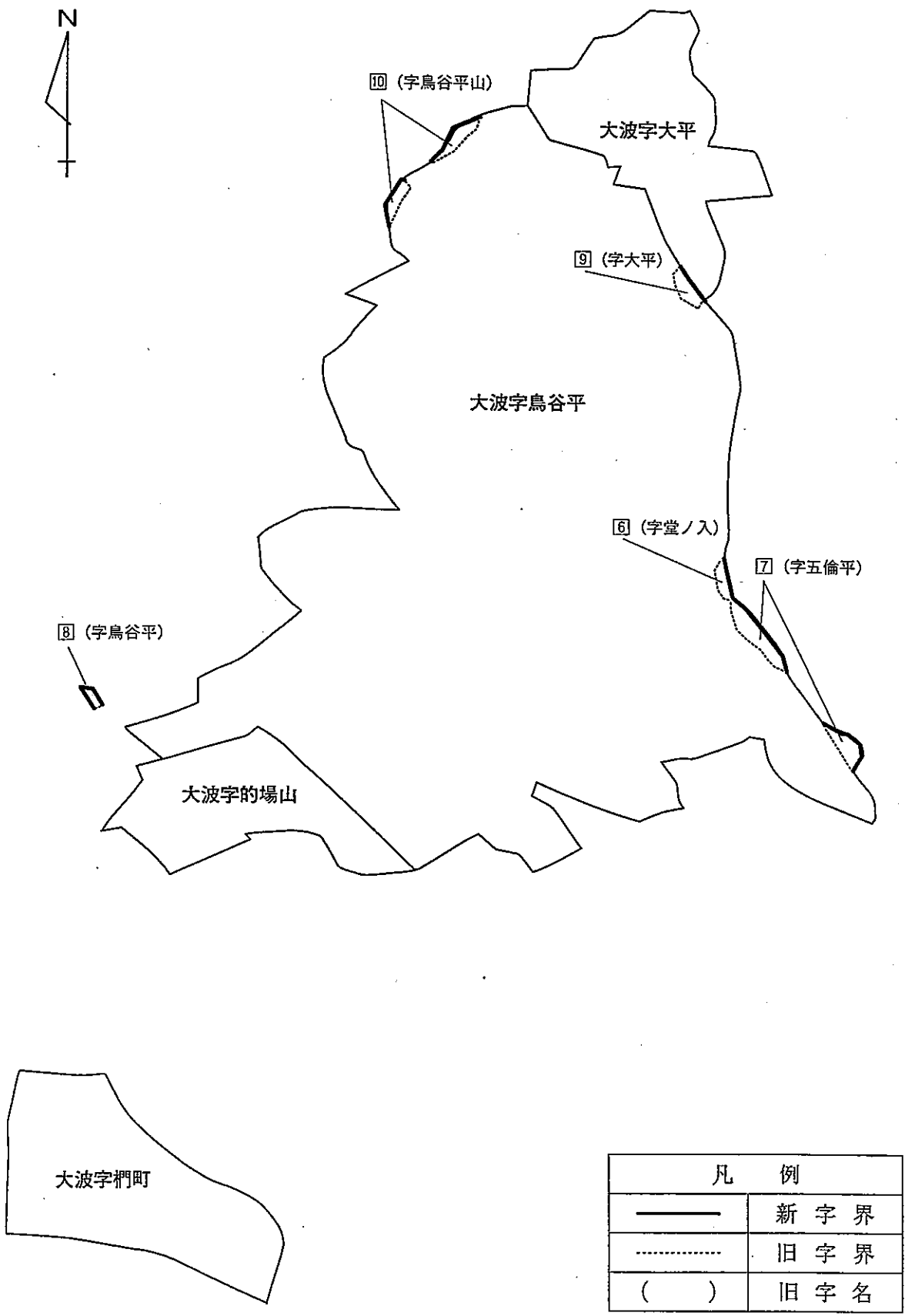
別紙

編入する字名		同上に編入される区域
大波字星ノ宮	大波字星ノ宮向 ①	五、六、七の二、八、九の二、一〇の二、一一の二、一二の二、一五の四、一五の五、一五の六、一六の二、四四、四五、四六及びこれらの区域に隣接する道路、水路等である公有地の全部
大波字星ノ宮	大波字測ノ上向 ②	二、四、一二の三及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
大波字星ノ宮向	大波字測ノ上向 ③	四六
大波字住吉	大波字住吉山 ④	五、二七及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
大波字住吉	大波字冷田山 ⑤	一九の二
大波字鳥谷平	大波字堂ノ入 ⑥	四八の二
大波字鳥谷平	大波字五倫平 ⑦	二二の四、二三の二、二三の三及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部
大波字桐町	大波字鳥谷平 ⑧	一四
大波字鳥谷平	大波字大平 ⑨	一の二及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部
大波字鳥谷平	大波字鳥谷平山 ⑩	一の二、二の二、三五の六

# 参考図その1 (大波地区)



# 参考図その2 (大波地区)



凡 例	
—	新 字 界
- - - - -	旧 字 界
( )	旧 字 名